

別表第1(第8条、第33条関係)

(三)

(令和2年7月1日改正)

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
		療育給付		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円		
C	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ の課税世帯	4,500円		
D1	A階層、B階層及びC	3,000円以下	5,800円	
D2	階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	3,001円以上 5,800円以下	6,900円	
D3		5,801円以上 8,700円以下	7,600円	
D4		8,701円以上 13,000円以下	8,500円	
D5		13,001円以上 17,400円以下	9,400円	
D6		17,401円以上 22,400円以下	11,000円	
D7		22,401円以上 28,200円以下	12,500円	
D8		28,201円以上 58,400円以下	16,200円	
D9		58,401円以上 75,000円以下	18,700円	
D10		75,001円以上 96,600円以下	23,100円	
D11		96,601円以上 121,800円以下	27,500円	
D12		121,801円以上 175,500円以下	35,700円	
D13		175,501円以上 221,100円以下	44,000円	
D14		221,101円以上 380,800円以下	52,300円	
D15		380,801円以上 549,000円以下	80,700円	
D16		549,001円以上 579,900円以下	85,000円	
D17		579,901円以上 700,900円以下	102,900円	
D18		700,901円以上 849,000円以下	122,500円	
D19		849,001円以上 1,041,000円以下	143,800円	
D20		1,041,001円以上	その月におけるその児童に係る費用の支弁額	

注1 A及びB階層以外の各層に属する世帯から二人以上の児童が、同時に徴収金基準額表の適用を受ける場合は、最初のものについては上表の徴収金基準月額とし、二人目以降のものについては、上表の基準月額の10分の1とする。

注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、特別区民税又は市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所

得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。